

令和6年度 倉敷市立庄小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

本校の児童は、明るく素直な児童が多く、概ね穏やかな人間関係が築けている。しかし、相手の気持ちを思いやる想像力の不足から、相手を傷つけてしまう事例も見られる。人権意識を高め、自他を認め合うことで思いやりの心を育て、いじめを生まない環境を整えていくことが必要である。また、児童がいじめを自らの問題として捉え、自分たちの力で自主的に改善していこうとする力を育成していくことが課題である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・ 教育活動全体を通じ、児童に「いじめは決して許されない行為であること」の理解を促し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことを目標に行う。
 - ・ 児童や保護者の悩みを積極的に受け止める校内の相談体制をつくるとともに、日頃から児童や保護者との共感的な人間関係づくりに努める。
- 〈重点となる取組〉
- ・ 「いじめは、どの子にも、どの学級にも起こりうる」という認識に立ち、全ての児童が安心して学校生活をおくれるよう、いじめの未然防止・早期発見・早期の対処に向け、学校全体で、組織的・継続的に取り組む。
 - ・ ネット上のいじめに対処できる能力や態度を育成する。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・ 学校通信や参観日等を通じて学校の方針を説明したり、学校の取組の様子を伝えたりすることで保護者の理解と協力を得る。
- ・ 就学時健康診断などにおいて、就学予定児の保護者を対象に子育て研修を実施し、生活習慣の確立のさせ方、規範意識の育て方等を学ぶ機会を設ける。
- ・ 児童・保護者・教職員を対象とした情報モラル研修会を計画的に実施する。
- ・ 安全パトロール庄や保護者の登下校時の見守り活動を通して、安全・安心な環境づくりや、あいさつの輪を広げる。
- ・ 「庄小子ども応援ボランティア」(地域連携による学校支援事業)とのふれあいによる豊かな心の育成を図る。
- ・ 学校便りなどを通じていじめ問題の各種相談窓口を紹介し周知を図る。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

- ・ 年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- ・ いじめへの相談・通報窓口
- ・ 情報の収集・記録・全体への共有を行う
- ・ いじめ問題への対処の中核

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

- ・ 基本的に毎月定期的に開催
(職員会議や終礼で適宜報告、情報共有)
- ・ いじめ事案を把握した場合に開催

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

- 校内(校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・人権教育主任・学年主任・養護教諭)
- 校外(必要に応じてスクールカウンセラー・外部専門機関)

※全職員で対応

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- 保・子ども園・中学校
- 倉敷市教育委員会
- 倉敷警察署
- 倉敷児童相談所
- その他専門機関

〈連携の内容〉

- 情報交換・共有
- 相談・助言依頼
- 研修のための講師派遣依頼

〈学校側の窓口〉

- 教頭
- 生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

- ・ 校内組織の整備や相談体制の確立(いじめを訴えやすい環境整備)
- ・ 学級経営の充実(互いに認め合い、安心して活躍できる居場所づくり・授業の充実)
- ・ 道徳教育・人権教育の充実(生命尊重・人権尊重の精神育成、感染症に対する偏見を許さない児童の育成)
- ・ 児童の主体的な参加による活動の促進(身近な課題に気づき、自らをよりよい方向へ導く力の育成)
- ・ ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成
- ・ 家庭・地域・関係機関との連携(保・子ども園・中・倉敷警察署・その他専門機関)
- ・ 教職員の資質向上に向けた研修

② 早期発見

- ・ 教職員間での日常的な観察や情報交換
- ・ いじめを生まない土壌づくりといじめを許さない集団づくり
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施
- ・ 校内外の相談機関の活用
- ・ SNSを含むネットの利用実態把握と指導
- ・ 保護者、地域との細やかな連携

③ いじめへの対処

- ・ 行為や訴えへの素早い対応
- ・ 正確かつ迅速な事実関係の確認
- ・ 教職員間の組織的な対応と関係機関との連携(いじめ対策委員会を中心に)
- ・ いじめられた児童とその保護者への支援(安心して学校生活を送れる環境づくり)
- ・ いじめた児童への指導とその保護者への助言、周囲の児童への指導と働きかけ
- ・ 再発防止に向けての継続的な指導

倉敷市立庄小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議、委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議「いじめ防止基本方針についての検討」。	○学年集会・学級づくりの取組み (学年で)	○個人懇談(希望者)	○発生事案への対処(随時)
5月	○いじめ対策委員会 (定例)			
6月		○校内人権週間(人権教育部) ○保護者とのふれあい活動	○教育相談・アンケート (人権教育部・学年) ○心と体のアンケート	○アンケート・教育相談の後、 必要に応じて対応
7月	○いじめ対策委員会 (定例)		○保護者との個人懇談	
8月	○職員研修「ネットいじめについて」	○生徒指導の話(始業式)		
9月	○PTA 人権教育	○保護者対象のネットモラル教室(高学年・懇談)	○教育相談・アンケート	
10月				○アンケート・教育相談の後、 必要に応じて対応
11月			○心と体のアンケート	
12月	○いじめ対策委員会 (定例)	○校内人権週間(人権教育部) ○ネットモラル学習	○保護者との個人懇談	
1月		○生徒指導の話(始業式)	○必要に応じて教育相談・アンケート	○アンケート・教育相談の後、 必要に応じて対応
2月			○保護者との学級懇談 ○心と体のアンケート	
3月	○生徒指導部会「いじめについてのまとめ・報告」 ○いじめ対策委員会 (定例)			

年間を通して行う取組

- 生徒指導部会
- 職員会議・児童連絡会での情報交換
- 人権教育の推進
- ハッピーポスの活用